

再生資源を 輸出入される方へ



【事前相談のご案内】

環境省東北地方環境事務所

その貨物は「廃棄物」？「バーゼル物」？

再生資源などの貨物の輸出入を行う場合に、バーゼル法に規定する「特定有害廃棄物等」(バーゼル物)や廃棄物処理法に規定する「廃棄物」に該当する場合には、外為法に基づく経済産業大臣の承認、環境大臣による確認等を受けなければなりません。



ミックスメタルスクラップ

廃棄物とは？

一般的に自分で使用しない、他人に売却出来ないなど、不要になった物をいいます。

廃棄物審査のポイント

- ①貨物の性状（利用目的を満たす品質か等）
- ②排出の状況（需要に添った計画性があるか等）
- ③通常取扱形態（製品としての市場の有無等）
- ④取引価値の有無（合理性のある取引価格か等）
- ⑤占有者の意思（他人に有償で譲渡する意志の有無等）

迷った時は事前相談へ

こんな物が該当かも・・・

【金属スクラップ類・廃プラスチック・使用済家電・解体自動車 等】



鉛バッテリー

電子基板

バーゼル物とは？

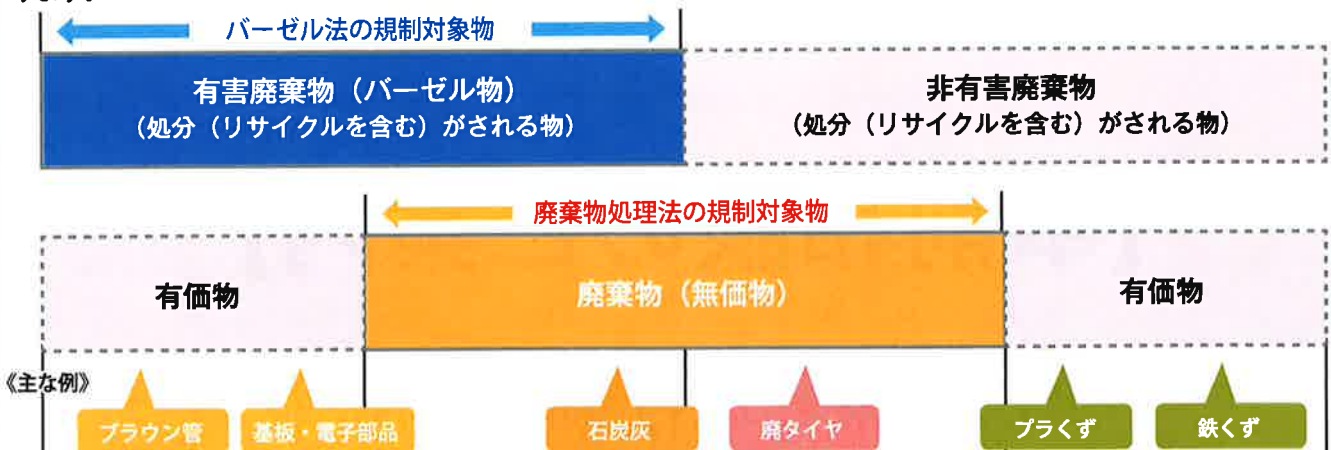
資源の再生・回収等の処分作業を行う廃棄物であって、「有害特性を有するもの」

バーゼル法規制対象物審査のポイント

- ①処分作業（最終処分目的：D1～D2、リサイクル目的：R1～R13）に該当するか
- ②規制対象リストに記載されている有害廃棄物を含んでいるか

その貨物は「廃棄物」？「バーゼル物」？

バーゼル法では有害廃棄物について、廃棄物処理法では国内で「廃棄物」とされているものについて、それぞれ規制を行っています。したがって、貨物によってはバーゼル法・廃棄物処理法の両法が適用となる場合、どちらか一方のみが適用となる場合があります。



注1：基板・電子部品、石炭灰については、その有害性によりバーゼル法上の有害物に該当するかどうか判断する
注2：非該当となる廃タイヤ、プラくず、鉄くずは、有害性のある物質の付着・混入していない清浄なものに限る

不適正輸出事例

相手国の輸出入規制対象貨物、洗浄・梱包が不適切な場合、あるいは異物の混入など、廃棄物・バーゼル物の疑いがある場合は、日本国内での貨物の留置や相手国からのシッパックのおそれがあります。そのような事態をさけるためにも「事前相談」の活用をお勧めします。

ミックスメタルスクラップ
に破碎された家電を混入
(国内留置)

家電等の電子機器を混入させないでください。



モニターの梱包不十分
(香港からシッパック)

輸送中に画面が破損することのないよう、画面を保護してください。

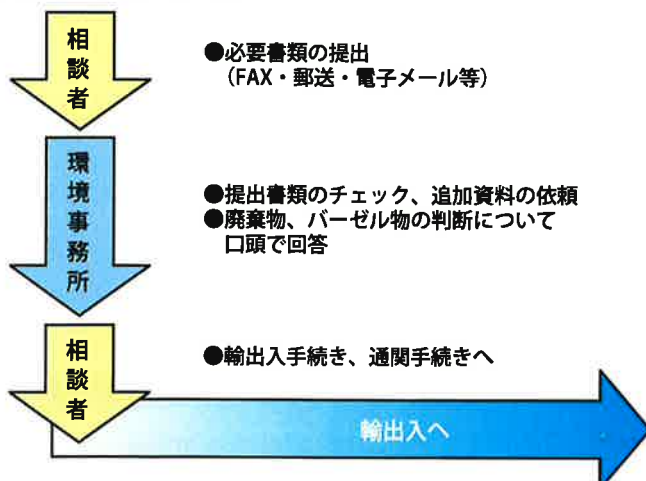


洗浄不足の廃プラ
(国内留置)

泥の付着・異物の混入がないよう洗浄・分別を行ってください。

廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談

輸出入しようとする貨物が、バーゼル物(特定有害廃棄物等)、廃棄物に該当するかどうかについて、提出いただいた資料を基に地方環境事務所がアドバイスします(環境省から正式に廃棄物処理法、バーゼル法等関係法規の適合を証明するものではありませんのでご注意ください)。



【事前相談で提出いただく書類】

- ◎環境省ホームページからダウンロードできる書類
 - 事前相談書
 - ・様式2：輸出案件用確認事項（輸入の場合は不要）
 - ・様式4：廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書
 - ・様式5：貨物と金銭のフロー図
- ◎基本的情報書類
 - ・インボイス
 - ・輸出入関連業者間で交わされる金銭の授受を示す資料
 - ・貨物の写真（性状が分かるカラーの写真）
 - ・発生工程及び処理工程のフロー図等
 - ・会社概要
- ◎必要に応じて提出いただく書類
 - ・成分分析表
 - ・相手国政府発行のライセンス 等

注：廃棄物処理法及びバーゼル法の規制対象物に該当した場合は、法に基づく手続きが必要です

お問い合わせ・事前相談会

原則的に、輸出入に用いる港の所在地を所管する各地方環境事務所にお問い合わせください。

北海道地方環境事務所〈電話：011-299-1952 FAX：011-736-1234 電子メール：REO-HOKKAIDO@env.go.jp〉
○北海道の港

東北地方環境事務所〈電話：022-722-2871 FAX：022-724-4311 電子メール：REO-TOHOKU@env.go.jp〉
○青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の港

関東地方環境事務所〈電話：048-600-0814 FAX：048-600-0521 電子メール：HAIRI-KANTO@env.go.jp〉
○茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県山梨県及び静岡県の港

中部地方環境事務所〈電話：052-955-2132 FAX：052-951-8889 電子メール：REO-CHUBU@env.go.jp〉
○富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の港

近畿地方環境事務所〈電話：06-4792-0702 FAX：06-4790-2800 電子メール：REO-KINKI@env.go.jp〉
○滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の港

中国四国地方環境事務所〈電話：086-223-1584 FAX：086-224-2081 電子メール：REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp〉
○鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の港

高松事務所〈電話：087-811-7240 FAX：087-822-6203 電子メール：MOE-TAKAMATSU@env.go.jp〉
○徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の港

九州地方環境事務所〈電話：096-214-0328 FAX：096-214-0349 電子メール：REO-KYUSHU@env.go.jp〉
○福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の港

関連サイト情報

- ◆環境省（廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入：事前相談のご案内）
<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>
- ◆環境省（廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入：国・地域別情報）
<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index1.html>
- ◆環境省（廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入：品目別情報）
<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/hinmoku.html>
- ◆環境省（廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入：我が国から輸出した貨物の返送に関する情報）
<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/shipback/index.html>
- ◆環境省（廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入：廃棄物等の輸出入の状況）
<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index4.html>
- ◆環境省（使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）の発出及び使用済家電製品の正しい排出に関する普及啓発について（お知らせ））
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14992>
- ◆環境省（中古または使用済家電製品を輸出しようとする際の注意点について（お知らせ））
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15178>
- ◆環境省（使用済電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について（お知らせ））
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17151>

発行

環境省東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

電話：022-722-2871 FAX：022-724-4311 HP: <http://tohoku.env.go.jp/>